

UCコーポレートカード会員規約・カード使用者規約（個人主債務用）の改定について

【改定変更条文】

第8条 第3項

3.当社は前二項に基づく毎月のお支払金額及びご利用内容を、~~お支払い月の前月末頃~~約定支払日に先立ち、管理責任者またはカード使用者が予め届け出た送付先にご利用明細書として郵送または電磁的方法により通知します。カード使用者は、ご利用明細書の記載内容についてカード使用者自身の利用によるものであるか等につき確認しなければならないものとします。ご利用明細書の内容についての当社へのお問い合わせ、ご確認は、通知を受けたのち20日以内に確認していただくものとし、この期間内に異議の申し立てがない場合には、法人会員またはカード使用者からご利用明細書に記載の売上や残高の内容について承認いただいたものとみなします。

2026年6月現在